

平成 2 9 年 6 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 9 年 6 月 1 2 日)

福 祉 保 健 部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																				
29年—14号 (29. 5. 26)	福祉保健	介護施設の適正な運営に向けた指導体制の強化について 倉吉市 個人	1 介護保険制度について ・介護保険法に基づく事業者指定に当たっては、法定の要件が整えば事業者指定することとされており、適正運営確保のため6年毎の更新制度や実地での指導等を行っている。不適切な運営を行う事業者に対しては、改善勧告等の行政指導、さらに悪質な場合は改善命令、指定取消等の行政処分を行うこととされている。 2 県の現状と取組状況 (1) 県内の現状 ア 指定サービス事業所数 3,360サービス事業所 (県指定分、みなし指定含む、平成29年3月31日現在) <table border="1"> <tr> <td>指定居宅サービス事業所</td><td>1,484</td><td>指定介護予防サービス事業所</td><td>1,569</td></tr> <tr> <td>指定居宅介護支援事業所</td><td>198</td><td>介護保険施設</td><td>109</td></tr> </table> イ 県内の事業者指定取消処分等の状況 (単位: 事業所 (サービス事業)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>改善勧告</th><th>改善命令</th><th>指定取消</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td><td>1 (1)</td><td>—</td><td>1 (2)</td></tr> <tr> <td>H24年度</td><td>3 (6)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>H25年度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>H26年度</td><td>2 (3)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>H27年度</td><td>1 (2)</td><td>1 (2)</td><td>4 (6)</td></tr> <tr> <td>H28年度</td><td>—</td><td>—</td><td>3 (5)</td></tr> </tbody> </table> (2) 県の取組状況 ・新規指定申請前における事前相談により、指定基準、注意事項に関する指導を徹底するとともに、指定後可能な限り早い時期に実地による検査を行い適正運営の指導を行っている。また、指定更新時においても新規指定時に準じた指導を行っている。 ・介護給付費の適正化事業として、保険者が行うケアプラン点検の支援、国保連に委託して行う診療報酬請求明細書の縦覧点検等により、介護事業者が行った介護報酬請求に不適切なものがないか等の確認を行っている。 ・保険者である市町村、国保連や県社協等の苦情相談機関、障がい児者や法人指導担当部署、労働局等、関係機関との連携や情報共有を図り、介護事業者指導の強化を図っている。 ・不正請求が疑われる等、不適切な運営を行う事業者に対しては、事前通知なしの監査を実施している。 ・今後も引き続き、新規参入の事業者に対する適正運営の指導を行うとともに、既存事業所への実地指導や、各福祉保健局等職員に対するスキルアップ研修などにより、事業所指導の強化を図っていく。	指定居宅サービス事業所	1,484	指定介護予防サービス事業所	1,569	指定居宅介護支援事業所	198	介護保険施設	109	年度	改善勧告	改善命令	指定取消	H23年度	1 (1)	—	1 (2)	H24年度	3 (6)	—	—	H25年度	—	—	—	H26年度	2 (3)	—	—	H27年度	1 (2)	1 (2)	4 (6)	H28年度	—	—	3 (5)
指定居宅サービス事業所	1,484	指定介護予防サービス事業所	1,569																																				
指定居宅介護支援事業所	198	介護保険施設	109																																				
年度	改善勧告	改善命令	指定取消																																				
H23年度	1 (1)	—	1 (2)																																				
H24年度	3 (6)	—	—																																				
H25年度	—	—	—																																				
H26年度	2 (3)	—	—																																				
H27年度	1 (2)	1 (2)	4 (6)																																				
H28年度	—	—	3 (5)																																				

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																						
29年―18号 (29. 5. 30)	福祉保健	核兵器禁止条約の早期締結を 求める意見書（被爆者支援関 係）の提出について 倉吉市 個人	国及び県では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づいて原子爆弾被爆者に対して必要な支援を行っている。 さらに、県では鳥取県原爆被害者協議会が行っている事業に対して助成を行っている。 ＜国の実施事業＞ 被爆者健康手帳所持者に対して、医療費の給付（個人負担分の全額を原則国が負担）を行っている。 ＜県の実施事業：平成29年度当初予算＞ <table><tr><th>区 分</th><th>予算額 (単位：千円)</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">原爆被害者 健康診断費</td><td>2,348</td><td>原子爆弾被爆者に対する被爆者健康手帳の交付及び健康診断の実施（国 10/10）</td></tr><tr><td>500</td><td>鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成（単県）</td></tr><tr><td rowspan="2">原爆被害者 保護費</td><td>141,337</td><td>各種手当の認定及び支給 （国 10/10）（国 8/10・県 2/10）、 介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 （国 1/2・県 1/2）</td></tr><tr><td>560</td><td>鳥取県原爆被害者協議会が行う慰霊式典に対する助成（国 5/8・県 3/8）</td></tr><tr><td>標準事務費</td><td>792</td><td>事業に係る事務費（国 10/10）</td></tr><tr><td>人件費</td><td>2,556</td><td>非常勤職員 1 名の人件費（単県）</td></tr><tr><td>合 計</td><td>148,093</td><td></td></tr></table>	区 分	予算額 (単位：千円)	事 業 内 容	原爆被害者 健康診断費	2,348	原子爆弾被爆者に対する被爆者健康手帳の交付及び健康診断の実施（国 10/10）	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成（単県）	原爆被害者 保護費	141,337	各種手当の認定及び支給 （国 10/10）（国 8/10・県 2/10）、 介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 （国 1/2・県 1/2）	560	鳥取県原爆被害者協議会が行う慰霊式典に対する助成（国 5/8・県 3/8）	標準事務費	792	事業に係る事務費（国 10/10）	人件費	2,556	非常勤職員 1 名の人件費（単県）	合 計	148,093	
区 分	予算額 (単位：千円)	事 業 内 容																							
原爆被害者 健康診断費	2,348	原子爆弾被爆者に対する被爆者健康手帳の交付及び健康診断の実施（国 10/10）																							
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成（単県）																							
原爆被害者 保護費	141,337	各種手当の認定及び支給 （国 10/10）（国 8/10・県 2/10）、 介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 （国 1/2・県 1/2）																							
	560	鳥取県原爆被害者協議会が行う慰霊式典に対する助成（国 5/8・県 3/8）																							
標準事務費	792	事業に係る事務費（国 10/10）																							
人件費	2,556	非常勤職員 1 名の人件費（単県）																							
合 計	148,093																								